



平成 26 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社エイジス
代 表 者 代表取締役社長 齋藤 昭生
(J A S D A Q コード番号 4 6 5 9)
問い合わせ先 経営企画室長 秋葉 孝
T E L 0 4 3 - 3 5 0 - 0 9 1 1

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 26 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本ルール」といいます。）を継続することを本年の定時株主総会に諮ることを決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は平成 18 年 5 月 9 日開催の取締役会で買収防衛策を導入し、同年 6 月 29 日開催の第 29 回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいた後は、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 31 回定時株主総会、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 33 回定時株主総会及び平成 24 年 6 月 28 日開催の第 35 回定時株主総会でその継続をご承認いただきました。その後も、買収防衛策をめぐる処々の動向を踏まえ、当社における買収防衛の在り方について検討を重ねてまいりました。その結果、前回継続承認から 2 年間を経た本年、当社取締役会は引き続き企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上させることを目的として、本年の平成 26 年 6 月 27 日開催の第 37 回定時株主総会において、本ルールの継続を諮ることを決定いたしました。

本ルールは、一部に表現の修正を加えさせていただきましたが、内容については、導入時のルールとほぼ同一であります。

なお、本日現在、当社株式の大量買付けに関する打診や申入れ等はなく、当社株式の大量買付けにかかる具体的な脅威が生じているという認識はございません。

本ルールの内容は、以下のとおりです。

第 1 当社における企業価値・株主共同の利益の向上について

当社は、昭和 53 年に創業し、実地棚卸サービス事業を中心に、その他流通業周辺サービス事業を営んできました。当社は、主に流通小売業、チェーンストアの顧客企業様の資産（商品、原料、部品、設備、

あ器具等)を、顧客企業様の企業経営とは独立して、第三者的立場から数量、金額等を定量的に実査する実地棚卸サービスを展開し、継続してまいりました。このような第三者的立場からの実査を可能とする体制は、当社の重要な企業価値のひとつとなっております。そして、当社は、第三者的立場からの実査及びその継続に由来する顧客企業様との間の信頼関係に支えられております。

また、当社は高いマーケットシェアを有しており、どの資本系列にも属さない独立性と長期安定的な顧客との関係維持によって、当社の主な顧客企業様であります流通小売業、チェーンストアの経営の健全化に大きく貢献しております。このような顧客企業様との長期安定的な関係が維持されることもまた、当社の企業価値を支えております。

さらに、当社は、昭和 53 年からこれまでに培われてきた実地棚卸サービスに関する特別な技術ノウハウを保有しており、当社の技術ノウハウは、長い年月をかけて当社に受け継がれ、蓄積されたものであります。そのような技術ノウハウは、当社の役員及び従業員によって、これからもさらに当社に蓄積されていくものと考えております。

以上のような当社の企業価値の基礎ともいえるべき特徴を堅持し、発展させることにより、当社の株主共同の利益も大きく向上させることが可能であると考えております。そこで、今後も第三者的立場、独立的立場を堅持し、技術ノウハウをさらに蓄積していくとともに、顧客との長期安定的な関係を維持していくことが、当社の株主共同の利益の維持、向上にとって重要であると考えております。

このような当社の企業価値をこれからもより向上させ、株主共同の利益を維持・向上するよう今後とも努力を重ねていく所存です。

第2 本ルールを導入した目的

本ルールは、以下のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保又は向上させる目的をもって導入したものです。

当社は、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化や当社の株主共同の利益の確保又は向上につながる株式の大量取得を否定する意思はありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の全てが当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるものとは限らず、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上にとって脅威となるものも含まれております。

当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大量取得行為が行われる可能性は否定できず、大量取得行為に対して、本ルールを定め維持する必要があるものと考えております。

当社の経営を担うにあたっては、蓄積されたノウハウ及び顧客・取引先・従業員等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係等への十分な理解が不可欠となります。一方で、株式の大量取得行為又はその提案が、当社の株主共同の利益の確保又は向上につながるかどうかを判断するためには、当社株式を大量取得する目的、大量取得後の経営方針等を検討するための十分な時間と資料を確保した上で、場合によって交渉などを行う必要があります。

当社の企業価値は、前述のとおり、独立的立場の堅持と技術ノウハウの蓄積、顧客との長期安定的な関係の維持によって支えられており、いったん毀損、流出してしまったものを取り戻すことは容易ではありません。企業価値の維持・向上のためには、顧客企業様との間で独立性を堅持するとともに、顧客企業様との関係及び技術ノウハウの毀損、流出を防ぐ必要があります。

そこで、当社は、本ルールを買収提案がなされた場合に買収に関する資料や検討時間を確保するとともに、当社が買収提案者と交渉することが可能となるよう設計構築し、本ルールを企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として導入しました。

これにより、当社の企業価値の基礎を毀損、流出させるような買収者を事前に排斥するとともに、当社の株主共同の利益を真に確保又は向上させる買収者の提案のみを受け入れることができるようにいたしました。

本ルールに従う限り、買収提案が企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるか株主の皆様が適切に判断できるため、本ルールの導入によって企業価値を確保・向上させることができると判断しております。

平成 26 年 3 月末日現在の大株主の状況は資料 1 に記載のとおりです。

なお、当社の株式は、平成 26 年 3 月末時点において、役員及びその関係者（以下「当社役員等」といいます。）によって発行済株式総数の約 48%（議決権比率約 54%）が所有されております。

当社は、事業分野の拡大、設備拡充、海外進出等の今後の想定される当社事業展開を踏まえ、市場からの資金調達の有用性、株式の流動性の向上の必要性を強く認識しているところであります。

しかしながら、株式市場からの資金調達や株式の流動性の向上が図られることになれば、当社役員等の持株比率は低下することになります。また、当社役員等による所有は、個人による所有を含み、当該株主の諸事情により株式の処分及びそれによる株式の散逸の可能性は否定できません。

これらの事情に鑑みれば、当社役員等の持ち株比率が、今後低下していき、過半数を下回ることにより、現在の安定的な株主構成を維持できず、当社の株式について、不適切な者による大量買付けが行われる可能性は否定できません。

また、現段階における役員等による持株比率のみをもって、本ルールを継続せず、廃止することになれば、再導入に時間的・金銭的成本が発生することに加えて、今後の機動的な資金調達や株式の流動性の向上を図る施策の実施を阻害されるおそれもあります。

そこで、当社は、当社の企業価値の基礎を毀損、流出させるような買収者を事前に排斥し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上させる目的を達するために、本ルールを引き続き維持していくことが必要であると考えております。

以上のようないわゆる買収防衛策となる本ルールの是非は、当社としては株主の皆様にご判断いただくものと考えており、本年の定時株主総会において本ルールの継続について株主の皆様の過半数の承認をいただく予定です。

第3 本ルールの内容

1. 考え方

本ルールは、当社に対する買収行為に対して、株主の皆様が最終的な適否の決断を下すことができるよう、買収行為に応じるべきか否かを適切に判断できる十分な情報と時間を確保するために設定するものであります。

当社株主の皆様から当社の経営を委託された取締役としては、そのような株主の皆様の適正な意思決定の機会を奪うような濫用的買収を防ぎ、株主の皆様の利益を守ることが取締役としての職責であると

考えます。

ここで、買収行為とは、

- ① 当社が発行者である株券等（注１）について、保有者（注２）の株券等保有割合（注３）が 20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等（注４）について、公開買付（注５）に係る株券等の株券等所有割合（注６）及びその特別関係者（注７）の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付をいいます。

ただし、買収行為を行う者（以下、「買収者」といいます。）の属性、買付の目的等から、株主共同の利益を害しないことが明らかな場合は、取締役会において本ルールを適用しない旨の決定をすることができるものとし、その場合、買収者は、本ルールによることなく買付を行うことができるものとします。

注１：金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義する株券等をいいます。本書において、別段の定めがない限り同じとします。

注２：金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。

注３：金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合をいいます。

注４：金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいいます。

注５：金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される公開買付をいいます。

注６：金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等所有割合をいいます。

注７：金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。

2. 買収提案書の提出

買収者が当社の株式を大量取得しようとする場合には、取得行為に先立ち、当社代表取締役宛に、当該買収者の氏名・名称、買収提案者の本店の所在地、代表者の氏名、担当者の氏名、連絡先（電話、FAX、メールアドレス等）、買収提案の具体的内容の概要を記載した買収提案書を提出していただきます。

3. 情報の提供

当社は、買収提案書を受領した日から 5 営業日以内に、買収提案書を提出した者（以下、「買収提案者」といいます。）に買収提案説明書記載情報リストを交付し、買収提案者に対し、具体的な買収行為に先立ち、下記情報を内容とする書面又は電磁的記録（以下、「買収提案説明書」といいます。）の提供を求めます。

- ① 買収提案者の概要
- ② 買収提案者による当社株式買付の目的及び想定する株式の買付方法
- ③ 対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④ 買収提案者に対する資金の供与者の名称その他の概要
- ⑤ 買収完了後の経営方針及び事業計画
- ⑥ 買収完了後の従業員の処遇
- ⑦ その他当社が買収提案者に交付する買収提案説明書記載情報リストに掲げる事項

買収提案者より提供を受けた買収提案説明書の記載内容に不備又は不明瞭な点がある場合は、下記 7 に定める企業価値検討特別委員会が十分な情報が提供されたと判断するまで、当社は買収提案者に対し、すみやかに情報の補充を求めます。

また、当社は、買収提案書を受領した場合、買収提案者に対し買収提案説明書記載情報リストを交付し

た場合、十分な買収提案説明書記載情報が提供され、企業価値検討特別委員会が十分な情報が提供されたと判断した場合には、速やかにその旨を公表いたします。また買収提案説明書記載情報は、株主の皆様における判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切に判断する時期にその全部又は一部を開示いたします。

4. 取締役会の評価期間及び株主の熟慮期間の確保

当社取締役会は、当社取締役会が買収提案者の買収提案の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案などを行うための期間及び株主の熟慮期間（以下、「評価熟慮期間」といいます。）として、企業価値検討特別委員会が十分な情報が提供されたと判断した日から 60 日間又は 90 日間（どちらの期間とするかは、企業価値検討特別委員会が、買収提案の内容、買収行為の態様などを考慮して判断します。）をいただきます。評価熟慮期間が経過した場合、買収者は、具体的な当社株式の買付行為を開始することができます。

なお、企業価値検討特別委員会が評価熟慮期間内に対抗措置発動の勧告を行うに至らない場合等の当社取締役会が評価熟慮期間内に対抗措置の発動又は不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、企業価値検討特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で評価熟慮期間を最大 30 日間の延長をすることができるものとします。延長がなされた場合には、その具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由について速やかに株主および投資家の皆様へ開示します。

5. 当社の買収行為に対する対応方針

買収者等が、本ルールに従う限り、当社取締役会は、当該買収に対する反対の意見表明、当社株主に対しての説得など以外に具体的な対抗措置をとらないものとします。もっとも、その場合であっても、当社の設置する企業価値検討特別委員会が、当該買収行為によって当社の企業価値（企業が生み出すキャッシュ・フローの割引現在価値を想定するものとする。以下同じ。）が毀損されると判断した場合、当社取締役会は企業価値検討特別委員会の勧告に基づき下記 6 に定める対抗措置をとる場合があります。

また、買収者の買収が当社の企業価値を向上するか否かの判断は企業価値検討特別委員会が独立して行い、当社取締役会はその意思を最大限尊重するものといたします。

他方、買収者が本ルールに従わないで、当社の株式の大量取得行為を行った場合、企業価値検討特別委員会の勧告に基づき当社の企業価値の毀損・減殺防止のため必要かつ相当と認められる範囲において下記 6 に定める対抗措置をとることがあります。

6. 当社が予定する具体的な対抗措置

当社は、当社株主の皆様全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等会社法その他の法令又は定款によって取締役会に認められる対抗措置をとります。具体的な対抗措置は、対抗措置を発動する時点での状況に応じて、当社株主の皆様全体の利益を必要以上に害することのない適切かつ妥当な手段と当社取締役会が判断したものを選択いたします。この場合において、対抗措置として新株予約権の無償割当てを選択する場合には、その概要は、【資料 2】（12 頁）に記載のとおりとします。

対抗措置として新株予約権を発行する場合、その行使条件として、議決権割合が 20%以上の特定株主グループ（注 1）に属する者は原則として行使が認められません。詳細については、取締役会において、別途定めるものとします。

注 1：「特定株主グループ」とは、当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商

品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する大量保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。) 及びその共同保有者 (金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。) 又は当社の株券等 (金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。) の買付等 (金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。) を行う者及び特別関係者 (金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。) を意味します。

7. 企業価値検討特別委員会の設置及び活動

(1) 企業価値検討特別委員会の設置

各対抗措置の発動に関する最終判断は当社取締役会が行うことから、その判断の公正を担保するため、当社は 3 名以上の委員からなる企業価値検討特別委員会 (以下、「委員会」といいます。) を設置いたします。委員会の 構成員は全て当社と何ら利害関係のない独立した第三者 (注 1) から選任いたします。委員の任期は 2 年です。

注 1 : 当社と何ら利害関係のない独立した第三者とは、次の要件に該当しない者とする。

- (i) 過去及び現在において、当社及び当社の主要な取引先である者 (法人以外の団体を含む。以下同じ。) の業務執行者 (注 2) であったことがあること。
- (ii) 当社又は当社の主要な取引先である者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は、過去 2 年以内に受けていたこと (報酬等は除く。)
- (iii) 当社又は当社の主要な取引先である者の業務執行者の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずる者であること。
- (iv) 過去 2 年間に合併、吸収分割又は事業の譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、消滅会社等の業務執行者であったこと。

注 2 : 業務執行者とは、次に掲げるものとする。

- (i) 業務執行取締役、執行役その他の法人の業務を執行する役員
- (ii) 業務を執行する役員、法人が業務を執行する社員である場合に当該法人が選任する当該業務を執行する社員の職務を行うべき者その他これに相当する者

(2) 企業価値検討特別委員会の活動

委員会は、買収提案者の提案内容、本ルールの遵守状況、本ルールへの対応態度等買収者等に関するあらゆる情報を参考にして、以下の点につき、当社取締役会とは独立して判断し、適切な時期に当社取締役会に勧告を行うものとします。委員会は、常に当社の企業価値・株主共同の利益が向上するかどうかという視点に立って判断し、当社取締役その他株主以外の第三者の利益を図ってはならないことを規則で明示するものとします。当社取締役会は、委員会の判断を最大限尊重いたします。

- ① 評価検討期間の設定
- ② 買収提案者の情報提供の完了の有無の判断
- ③ 買収提案者の本ルール遵守・不遵守の評価
- ④ 買収提案者の提案内容が当社の企業価値を毀損させるかどうかの判断
- ⑤ 防衛策の発動・不発動の判断
- ⑥ 対抗措置発動の停止等の判断
- ⑦ その他取締役会から判断を求められた事項

(3) 企業価値検討特別委員会の判断基準

委員会 (の判断基準は、規則によって定めるものとします。概要は以下のとおりです。

① 評価検討期間の設定

委員会は、次の基準にしたがって、評価検討期間の設定を行うものとします。委員会が評価検討期間を設定した場合、設定した期間及びその理由を直ちに公表するものとします。

- 一 対価を現金 (円貨) のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は 60 日間
- 二 一以外の場合は 90 日間

三 二にかかわらず、買収者の概要、買収提案の内容等を総合考慮して、60 日間又は 90 日間が不当であると委員会が認めたときは 90 日以内の期間で委員会が相当と認めた期間

② 買収提案者の情報提供の完了の有無の判断

委員会は、買収提案者の提供した全ての情報により、買収提案の内容、買収による企業価値の向上の有無・内容・程度、買収により株主・投資家に与える影響、買収により生じるリスク等を取締役及び株主が判断できると認めたときは、買収提案者の情報提供が完了したと判断するものとします。

買収提案者の情報提供の完了の有無は、買収提案者が最後に情報を提供した日から 7 日以内に判断して、当社取締役会及び買収提案者にその結果を通知するものとします。

③ 買収提案者の本ルール遵守・不遵守の評価

委員会は、買収提案書が提出された時から買収者及び買収提案者（以下、「買収者等」といいます。）の本ルールの遵守状況を常時監視し、遵守しなかったと評価したときは、直ちに公表・開示するものとします。

④ 買収提案者の提案内容が当社の企業価値を毀損させるかどうかの判断

委員会は、当社取締役会ならびに買収者等から提供された情報、買収提案者の態度その他の事情を総合的に考慮して、買収提案者の提案内容が当社の企業価値を毀損させるかどうかの判断を行います。

⑤ 防衛策の発動・不発動の判断

(1) 買収者等が本ルールを遵守しない場合

委員会は、買収者等が本ルールを遵守しないときは、原則として、防衛策の発動を取締役会に勧告するものとします。ただし、本ルールの不遵守が軽微にとどまる等防衛策の発動が適当でないと委員会が判断したときは除きます。

(2) 買収者等が本ルールを遵守した場合

買収者等が本ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量取得行為に対する対抗措置はとりません。買収者等の提案に応じるか否かは、株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

もっとも、委員会は、買収者等の当社株式の取得行為が当社の企業価値を著しく毀損させると判断したときは、取締役会に対し、防衛策の発動を勧告することができるものとします。

当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合としては、買収提案が以下のような場合などが考えられます。

一. 次の(i)から(iv)までに掲げる場合のように、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大量取得行為を行う場合

(i)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合

(ii)会社経営を一時的に支配して当該会社及び当該会社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

(iii)会社経営を支配した後に、当該会社及び当該会社グループの資産を当該大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

(iv)会社経営を一時的に支配して当該会社及び当該会社グループの事業に当面関係していない不

動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合

- 二. 買収者等の提示する当社株式の買付方法が、最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等により株式の買付けを行うものである場合
- 三. 買収者等による経営権取得及び経営権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、株主の皆様はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく毀損するおそれがある又は当社の企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合
- 四. 大量取得行為における買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付である場合

委員会は、買収提案者の提案内容が、当社の企業価値を著しく向上させるものと判断したときは、いつでも、取締役会に対し、防衛策の不発動を勧告することができるものとします。

買収提案者の提案内容が、企業価値を著しく向上させるものでなく、かつ企業価値を毀損させるものでもない委員会が判断したときは、防衛策について発動・不発動の勧告は控えるものとし、株主の皆様の判断に委ねることとします。

⑥ 対抗措置発動の停止等の判断

委員会は、前述の手続に従って当社取締役会が本ルールに基づく対抗措置を発動する決定を行った場合であっても、①大量買付者が大量取得行為を中止もしくは撤回した場合、又は②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上という観点から、対抗措置の発動が客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して勧告することができるものとします。

また、前記場合においては、当社取締役会は、本ルールに基づく対抗措置の発動を維持することの是非について、委員会に対して改めて諮問することができるものとします。

取締役会は、勧告内容を尊重して対応を決定し、本新株予約権の無償取得を行う場合には、その基準・手続を決定します。

⑦ その他取締役会から判断を求められた事項

委員会は、取締役会から判断を求められた事項につき、委員会が有する全ての情報を勘案して判断を行います。

8. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本ルールが株主・投資家に与える影響等

本ルールは、株主の皆様が買収提案に応じるか否かの判断をするために必要かつ十分な情報及び時間を確保するとともに、当社取締役会の意見及び代替案の提示を受ける機会を保証する目的で設定されております。本ルールを設定することにより、株主の皆様は、十分な情報及び時間を確保した上で、買収提案に応じるか否かの適切な判断をすることが可能となります。また、本ルールを設定することにより、株主の皆様の利益を害するような買収に対しては適切な防衛策を適法かつ安全に発動できるようになりますので、株主の皆様安心して株式をお持ちいただけるものと考えております。したがって、本ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記5で述べましたとおり、買収者等が本ルールを遵守するか否かにより、当社の対応方針が異なりますので、買収者等の動向にはご注意くださいようお願いいたします。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

対抗措置を発動した場合、対抗措置により当社株主の皆様の権利に変動が生じる場合がございますが、当社株主の皆様（買収者等を除きます。）の法的権利又は経済的利益の側面において格別の損失を蒙るような対抗措置は想定しておりません。

なお、対抗措置のうち、新株予約権の発行につきましては、株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権が無償で割り当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の新株予約権の行使手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使によって、保有する当社株式が希釈化することになりますので、ご注意ください。

(3) 対抗措置発動の停止等により株主・投資家に与える影響等

対抗措置発動による株価の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、対抗措置発動の停止等する結果となった場合には、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置発動の際には、株主の皆様にお取りいただく手続等の詳細を速やかに開示いたしますので、当社の開示情報にご注意ください。

9. 買収者に与える影響等

(1) 本ルールが買収者に与える影響等

本ルールは、当社の株主共同の利益を向上する買収提案を拒否するものではありません。買収者等についても、本ルールを遵守する限り、当社の株主共同の利益を向上する買収を適切に行うことが可能になります。

したがって、本ルールの設定は、買収者等に不当な不利益を課すものではなく、当社を買収することにより得られる買収者等の利益と当社の株主共同の利益の向上という利益を同時に享受することができる手続を定めるものであって、当社の株主共同の利益を向上しようとする買収者等の利益に資するものと考えます。

(2) 対抗措置発動時に買収者等に与える影響等

本ルールに基づき対抗措置が発動されるのは、濫用的買収者その他当社の企業価値を損なうおそれ

のある買収がなされた場合に限定されます。

対抗措置のうち、新株予約権を発行する場合、買収者等は新株予約権を行使できない結果、買収者等の保有する当社株式が希釈化することになります。

10. 本プランの合理性について

(1) 「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」及び「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に沿う内容であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）の内容に沿うものであるといえます。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっており、その内容を踏まえ、その内容に沿うものとなっております。

(2) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではなく本ルールが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

当社取締役会は、今後も継続して、会社法、金融商品取引法等関連法令に関する改正の動向等も踏まえた上で、企業価値・株主共同の利益の維持・向上という観点から、適切な時期に必要な応じて本ルールの変更等を行っていく予定です。

また、本ルールは、本年の株主総会後、原則として 2 年後に、定時株主総会でその継続、廃止の是非を確認することにより、株主の皆様の意思を本ルールに反映させていくこととなっております。具体的には、定時株主総会において、本ルールについて出席株主の皆様の過半数の承認をいただくことにより、本ルールを継続するものとし、本ルールについて出席株主の皆様の過半数の承認が得られなかった場合には、その時点で本ルールを廃止いたします。ただし、期中に本ルールを大幅に変更したとき又は取締役会が本ルールの継続、廃止の是非につき株主の意思を確認する必要があると判断したときは、変更又は判断後最初の定時株主総会又は臨時株主総会で改めて本ルールの継続、廃止の是非を確認することといたします。

以上のように、本ルールの導入後は株主の皆様の判断でその継続、廃止を決定するものであり、いわゆるデッドハンド型、スローハンド型と呼ばれる買収防衛策ではありません。

当社の株式状況（平成26年 3 月31日現在）

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 14,000,000株 |
| 2. 発行済株式総数 | 5,385,600株 |
| 3. 株主数 | 3,454名 |
| 4. 大株主（上位10名） | |

株主名	所有株数	持株比率（%）
有限会社斉藤ホールディングス	1,285,500	23.87
齋藤 昭生	716,680	13.31
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド スtock ファンド	525,100	9.75
齋藤 茂男	203,900	3.79
小林 美保子	191,800	3.56
齋藤 泰範	127,670	2.37
立花証券株式会社	94,600	1.76
エイジス従業員持株会	91,756	1.70
清水 昭順	90,170	1.67
ゴールドマンサックスインターナショナル	53,000	0.98

（注） 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第 3 位以下を四捨五入して表示しております。

2 上記のほか、当社が自己株式 604,010株を保有しております。

以上

新株予約権の概要

1 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、861万個を上限として、当社取締役会が定める数とする。

当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4 新株予約権の発行価額

無償とする。

5 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

以上

企業価値検討特別委員略歴

企業価値検討特別委員会の委員は、以下の3名です。

川上 照男

【略歴】

昭和 56 年	監査法人榮光会計事務所入社
昭和 60 年	監査法人朝日新和会計社入社
平成 2 年	アーンスト アンド ヤング社入社
平成 5 年	アーサーアンダーセン社入社
平成 8 年	朝日監査法人入社
平成 16 年	有限会社オフィス・あさひ 代表取締役 川上公認会計士事務所 (現在)

西山 茂

【略歴】

昭和 59 年	監査法人サンワ事務所入社 (現監査法人トーマツ)
昭和 62 年	公認会計士資格取得
平成 2 年	米国ペンシルバニア大学ウオートンスクール経営学修士 課程修了
平成 2 年	監査法人トーマツに復帰
平成 7 年	株式会社西山アソシエイツ設立
平成 14 年	早稲田大学大学院 助教授
平成 18 年	早稲田大学大学院 教授 (現在)

野間 自子

【略歴】

昭和 61 年	早川総合法律事務所入所
平成 4 年	さくら共同法律事務所入所
平成 7 年	大島総合法律事務所入所
平成 11 年	三宅坂総合法律事務所入所 パートナー弁護士 (現在)
平成 19 年	日本知的財産仲裁センターの事業に関する委員会委員 (現在)
平成 20 年	日弁連日本知的財産仲裁センター運営委員会委員 (現在)
平成 25 年	日本知的財産仲裁センターの事業に関する委員会委員長 (現在)
平成 26 年	日弁連日本知的財産仲裁センター副センター長 (現在)

(五十音順、敬称略)

以 上